

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)に対する県民コメントへの県の対応・考え方について

【県民コメント実施概要】

- ・県民コメント実施期間 令和7年10月20日(月)から11月16日(日)まで
- ・意見の件数 10者(個人8・団体2)から59件

A：意見を反映し、案を修正したもの B：既に案で対応済みのもの
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの D：意見を反映できなかったもの
 E：その他

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方	反映状況
1	—	全体				<p>性の多様性に関する施策は、理念や方向性だけでなく、「誰が」「いつまでに」「何を」「どのように」実施するかという具体性が不可欠です。現行の計画案では、県・市町村・事業者・民間団体・県民など多くの関係者が登場しますが、それぞれが“協力するよう努める”という表現にとどまり、実施責任や進捗管理が曖昧です。性の多様性に関する施策は、命や尊厳に関わるものであり、努力目標ではなく、実施責任と評価指標を伴う制度設計が必要です。</p> <p>教育現場では、「いろいろな人がいること」「声を上げたい人がいること」「声を上げなくていいこと」の3つを同時に伝えることが重要です。教育は“決めさせる”ものではなく、“迷っていても大丈夫”と伝える場であり、児童生徒が安心して揺らぎを抱えられる環境づくりが求められます。</p> <p>学校には、性の多様性に配慮した相談員の配置を進めるとともに、「親に伝えてほしいか」「誰にも言わないでほしいか」など、本人の意思を尊重するマニュアルの整備が不可欠です。また、性の多様性教育に反対する保護者もいることを踏まえ、「押し付けではなく、こういう人もいる」「今は揺らぎの時代である」という説明と対話の姿勢を大切に、教育現場が“共存の場”となるよう制度設計を進めてください。</p> <p>制服・体操着・水着など、日常的に使用する衣服においても、性別による違和感を抱える児童生徒が安心して過ごせる環境整備が必要です。男女共通のデザインや選択可能なスタイルの導入を進め、すべての児童が“自分らしく”過ごせる学校づくりを推進してください。</p> <p>トイレや更衣室の問題は、学校だけでなく、企業や行政機関にも存在しています。性別違和感を抱える人が安心して使える個室トイレや「誰でもトイレ」の整備、ユニフォームの選択制など、働く場でも“揺らぎを抱えたまま働ける環境”の整備が求められます。</p> <p>「女性活躍」政策においても、性別を基準にするのではなく、能力とやる気がある人が働ける環境づくりこそが本質です。性の多様性に関する施策は、「声を上げた人のため」だけでなく、「声を上げないまま生きている人」のためにも設計されるべきです。</p>	1	<p>県では、計画に紐づく取組について評価を行い、学識経験者や当事者支援団体の者等で構成する埼玉県性の多様性に関する施策推進会議(以下「施策推進会議」といいます。)において報告した上で公表しております。</p> <p>また、本計画では、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例(以下「条例」といいます。)第3条の基本理念を踏まえ、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」と目標を定めており、その達成に向け取り組んでまいります。</p>	C
2	—	全体				<p>異性愛者、シスジェンダーも尊重される側として扱われるように明記して下さい。</p> <p>内閣府の理解増進パンフレットには異性愛者、シスジェンダーの記載が明記されていますが、埼玉県のパンフレットには省かれています。</p> <p>条例文には「全ての人が尊重される」とありますのでLGBTQ側がく支援・尊重される側>異性愛者・シスジェンダー側がく支援・尊重しなければならぬ側>と読めるようになっており非常に偏っています。</p>	2	<p>異性愛者及びシスジェンダーもSOGIの一つとして包含されており、県としても「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」に向けて取り組んでいます。本計画の「基本方針Ⅰ性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策1 県民や事業者等への意識啓発」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にまいります。</p>	C
3	—	全体				<p>県が積極的にLGBTQが抱える問題と向き合い、当事者から話を聞いて改善する姿勢を見せている。</p>	1	<p>引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。</p>	B
4	—	全体				<p>こうした取組があることに安心感がある。</p>	1	<p>引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。</p>	B
5	—	全体				<p>「LGBTQ当事者」と「アライ」を二元的に分けてしまっているところがある。</p> <p>「理解者＝アライ」ではなく、周知は大前提として、「LGBTQ当事者以上に矢面に立ち、当事者が現状被っている不利益を解消するために当事者以上に積極的に活動する」のが「アライ」という存在の意義である。</p> <p>LGBTQという人がいますよ、という他人事の立場ではアライと呼ぶには不十分である。</p>	1	<p>アライには「心理的安全性の確保」や「無理解や誤解の解消」、「社会的認知の促進」など様々な役割がありますが、まずはアライの認知度を上げ、アライを増やす取組が必要であると考えております。そのため、身近なことからはじめていただき、まずは正しい知識を身に付けるところから啓発を行っております。</p> <p>県としても、従前から、当事者とアライを二元的に分けるものではないと考え、啓発を行ってまいりましたが、今後は、県の考えをより広められるよう、周知方法を工夫してまいります。</p>	B
6	—	全体				<p>LGBTQ当事者の周りにはいる家族などのケアも必要である。</p> <p>LGBTQ当事者からカミングアウトを受けてどうしたらいいか悩んでいる家族や友人など、当事者と近い関係の人が相談できる場所や同じ立場の人と出会えるコミュニティがあると良い。</p>	1	<p>性的マイノリティ当事者の周囲の方に対して、にじいろ県民相談で相談対応を行っております。性的マイノリティ当事者と近い関係の人が相談できる場所や同じ立場の人と出会えるコミュニティについても、にじいろ県民相談を通じて民間団体の取組を情報提供しております。</p>	B
7	—	全体				<p>LGBTQ当事者が抱える問題は当事者に原因があるのではなく「社会」に原因がある、というのを周知する。</p> <p>社会のジェンダー規範やそこから生まれる差別がなければ、カミングアウトの必要は生まれなくなる。</p> <p>「LGBTQ当事者」と「それ以外」で分けるのではなく、社会に問題があって自分もそれに加担していたり苦しめられているという当事者意識を持つことの大切さを広めるべき。</p>	1	<p>条例第1条では「全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的」としており、本計画の取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指しております。県としても、従前から、「LGBTQ当事者」と「それ以外」とに分けるものではないと考え、啓発を行ってまいりましたが、今後は、県の考えをより広められるよう、周知方法を工夫してまいります。</p>	B
8	—	全体				<p>埼玉県が、継続してLGBTQ+の県民を視野に入れた取組を県内でやっているほか、国へも働きかけていることは嬉しく、ありがたい。</p>	1	<p>引き続き、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指すとともに、本計画の「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」の「具体的施策1 安心して生活できる環境づくりの推進」として、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望してまいります。</p>	B
9	—	全体				<p>知識や理解だけではアライとして不十分です。</p> <p>企業等が、当事者の働きやすい職場を目指すことよりも、社会的責任を果たすことを目的に取り組んでいると回答していることから明らかですが、ポーズを取ったり周知したりするだけでよいと考えている人が多くいる中で、正しく知ることは最低限と言えるところです。確かに、知識を得たり姿勢を見せたりすることも重要ですが、それだけでは差別を作り出している構造は変わらず、現状維持のままになってしまいます。</p> <p>周囲にLGBTQ+について知っている人が増えただけでは、不利益や窮屈さを生み出している制度に変化は起きず、差別される不安や恐怖も消えません。</p> <p>全ての人が差別を作り出す社会の一員であり、LGBTQ+を苦しめる社会の構造に自ら加担したり、性規範に自分も苦しめられたりしている、という当事者意識を持った人や企業等が増え、アライを含む一般の県民と当事者という二元的な捉え方から脱していくような取組を期待しています。</p>	1	<p>アライには「心理的安全性の確保」や「無理解や誤解の解消」、「社会的認知の促進」など様々な役割がありますが、まずはアライの認知度を上げ、アライを増やす取組が必要であると考えております。そのため、身近なことからはじめていただき、まずは正しい知識を身に付けるところから啓発を行っております。アライを増やす取組を推進する上で、御意見を参考にまいります。</p> <p>県としても、従前から、当事者とアライを二元的に分けるものではないと考え、啓発を行ってまいりましたが、今後は、県の考えをより広められるよう、周知方法を工夫してまいります。</p> <p>条例第1条では「全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的」としておりますので、引き続き本計画の取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指しております。</p>	B

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方	反映状況
10	3	第1章 計画策定にあたって	4 性の多様性に関する本県の状況			集めたデータが分かりやすかった。	1	引き続き、「性の多様性に関する本県の状況」で示したデータを踏まえて本計画の取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	B
11	4	第1章 計画策定にあたって	4 性の多様性に関する本県の状況			計画案では、「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」への言及がある。この調査は、「埼玉県内に住む満18歳以上64歳以下の方」を対象とするもので、出生時の性別と、現在の認識を尋ねており、いわゆるセクシュアルマイノリティの人々の回答と、そうでない人々の回答を比較対照できる調査であるという点で、高く評価できるものである。そして、性的マイノリティ以外に対して性的マイノリティがより困難な状況にあることが述べられているのだが、この調査においては、調査報告書75ページにあるように、回答者の出生時の性別の構成が性的マイノリティ(女性比率67.4%)と性別マイノリティ以外(女性比率56.0%)とでは10ポイントを超える差がある。それなのに、集計においては出生時の性別を考慮せず性的マイノリティかどうかにかかわらず着目していないため、性的マイノリティゆえの困難と女性として出生したことによる困難を弁別できていない。日本の諸研究は、女性の方が男性より精神的に不調であることを明らかにしてきた(K6尺度を使った研究など)。そのため、計画における調査結果の紹介は、「性的マイノリティゆえの困難」を明らかにするのに失敗している。集計カテゴリーを性的マイノリティの男性、性的マイノリティの女性、性的マイノリティ以外の男性、性的マイノリティ以外の女性として、性的マイノリティゆえの困難を明確に可視化し、計画の必要性について県民が納得できる妥当性のある根拠を示すべきである。	1	本調査において、性的マイノリティと性的マイノリティ以外の女性比率に差はありますが、性的マイノリティが性的マイノリティ以外と比べて、困難を抱えていることは読み取れると考えています。次回調査の際には、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
12	22	第3章 計画の内容				県政における予算は逼迫していると言いつつアライのビジュアライズ事業におよそ300万円もかける意味がわかりません。無用な物とも思いますがもし使うのであればより堅実で実効性のあるものにして下さい。	2	県では、アライの存在が重要と考え、条例に基づき、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」に向けて取り組んでいるところです。	D
13	22	第3章 計画の内容				提携団体の居場所に子供が参加する際には保護者にも事前に知らせる等、保護者に無断で子供を集める事は絶対にしないようにする。	2	県では、御意見にあるような事業は実施しておりません。	D
14	22	第3章 計画の内容				性自認の生徒についてのトイレ、着替え、修学旅行等の宿泊教室では個別対応とし、他児童が個別対応されることがないようにする。	2	学校においては、性的マイノリティ当事者である児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であり、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。	C
15	22	第3章 計画の内容				ヘイトスピーチ・差別扇動行為に関する具体的な対応の明記について、性的マイノリティに対する差別や排除を煽る言動は、県内でも確認されており、当事者の尊厳と安全を脅かしています。本計画では啓発に関する方針は示されていますが、差別的言動の防止に向けた具体的対応が明記されていません。 つきましては、以下を明記してください。 ・公的施設等における差別煽動目的利用を制限する運用指針の策定 ・県の条例で禁止される差別言動・排除言説に関する通報窓口の明確化 ・啓発・教育内容に「ヘイトスピーチと人権」を含めること		条例第4条では、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めております。そのため、県としては「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策 1 県民や事業者等への意識啓発」のとおり、にじいろ県民講座において、差別につながるような使わないほうがよい言葉等について具体的に取上げております。 また、「基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実」における新たな取組として、アウトティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携強化を明記しており、いただいた御意見を参考に、にじいろ県民相談の内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関につなげるよう取り組んでまいります。 なお、公的施設等については、利用者の申請に基づき施設管理者が個別に判断することとなっています。	C
16	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県が発行しているパンフレットには性のあり方に ・法律上の性 ・性的指向 ・性表現 ・性自認 とあるが人間は生物学的性別の2つしかないはず。先の4種目は削除すべき。	2	性の在り方については、条例第1条において、「性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である」と規定しております。本計画は同規定を踏まえ策定するものです。 なお、性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、同条で規定する「全ての人の人権が尊重された社会の実現」を目指してまいります。	D
17	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県発行のパンフレットでは性的指向の定義が『性自認』となっている。これでは「生来男性＋性的指向女性＋性自認女性＝レズビアン」となってしまう、生物学的女性及び子供達が非常に危険な状態となる。	2	各種資料については、条例の趣旨及び定義を踏まえて作成しています。引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	D
18	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策 1 県民や事業者等への意識啓発」の「推進項目①性の多様性に関する意識啓発」のイについて、県民出前講座は必須であり、これこそが今まで「性の多様性」に触れて来なかった人々へ正確な情報を届ける効果的な方法なので、重点的に行って欲しい。	1	県政出前講座の実施に当たっては、周知方法等も工夫し多くの方に受講いただけるよう努めてまいります。	B
19	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策 1 県民や事業者等への意識啓発」の「推進項目①性の多様性に関する意識啓発」のウについて、直接的にこどもや若者の支援に携わる人には、動画の視聴だけでは不足です。グループワークを含む実践的な研修が必須です。	1	支援者向けの取組としては、埼玉県アライシンポジウムにおいてグループワークを実施しているところです。引き続き、取り組んでまいります。	B

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方	反映状況
20	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	性的指向の基準が「性自認」となっていますが、以下の理由から、資料の記述を削除して下さい。 1点目は、性的指向の基準が「性自認」では、条例第一条「全ての人の人権が尊重される社会」にはならず、異性愛者・同性愛者・両性愛者・シスジェンダーにとって生来の性別が重要であり尊厳に関わる。 2点目は、条例文では性的指向の定義は「第二条 一 性的指向自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう」となっており、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解増進に関する法律では「第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう」とあり性自認については書かれていないため。	2	各種資料については、条例の趣旨及び定義を踏まえて作成しています。引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	D
21	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	「法律上の性」ではなく「体の性・生来の性・生物学的性別の性」等の表記して下さい。 近年性同一性障害特例法に基づき、戸籍の性別の取り扱いを変更可能になりましたが「生来の性別」の存在が大前提です。	2	これまでも適切な表現に留意してきましたが、引き続き適切な表現に努めてまいります。	D
22	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県発行の性の多様性に関する基礎知識ガイドでは性的指向の定義が「性自認」と書かれていますが、思想的中立であるべき県が一自認という特定思想を信じるように県民に求めている。そもそもそこから論点にできないのでしょうか。	1	各種資料については、条例の趣旨及び定義を踏まえて作成しています。引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	D
23	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県民、県職員、事業者への理解の促進はYouTubeを駆使したらいいと思いましたが検討はしていただけないでしょうか。 〇〇件達成と掲げるより、授業の内容を広く時間を問わずだれでもいつでも見られるようにYouTube配信したらどうでしょうか。そして、不安をいただいた人向けへ、匿名性を守った場所と具体的な相談をできる場所を作ったらいいでしょうか。 YouTubeなら老人も見れますし、家族で見て議論もできます。	1	前段の御意見については、にじいろ県民講座やにじいろ企業研修において、既にYouTubeを活用していますが、引き続き講座や研修等の実施媒体については適切なものを活用してまいります。また、後段の御意見については、性的指向や性自認に悩みを抱えた方向けの相談窓口としてにじいろ県民相談を開設していますので、そちらに御案内できるよう周知方法を工夫してまいります。	B
24	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	男女の性別の記述がなく全ての人がマイノリティSOGIであるのはどうなのか。	1	SOGIとは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティだけでなく全ての人に当てはまる性の在り方です。施策の実施に当たっては、全ての人の人権が尊重されるように十分に配慮してまいります。	D
25	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	②事業者向け研修の実施	ライチャレンジ企業を広めれば広めるほど講習費用が増大する可能性がある。 埼玉県は財政は決して余裕のあるものではなく、人命に直結するインフラ等に十分な予算を組むべきであって、ライの削減、予算の削減を希望する。	2	にじいろ企業研修のうち基礎編はYouTubeによる動画配信であり、実践編も講師派遣回数について上限を設けていることから、埼玉県ライチャレンジ企業登録制度の普及に応じて、研修費用が増大するものではありません。また、本県では、毎年度、予算編成方針を策定し、それに基づき適切に予算を編成しているところです。	D
26	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	③県職員に対する研修等の実施	ライセミナーにおける受講者のレインボーグッズ着用はLGBTQ当事者への心理的負担とアウトティングの懸念から「レインボーグッズの着用は完全に任意である」と明記および明示して下さい。 レインボーグッズの着用や表示が制度化されるとLGBTQ当事者同士の間でも意見の衝突が起きる懸念がありますし、「善意を示さないと不利益が生じる」と言うような空気が生まれると、内心の自由や信仰の自由が制限されてしまいます。	2	レインボーグッズは、県職員ライセミナーの受講者が同セミナーで性の多様性の尊重について理解した上で着用するものとなっています。	D
27	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」について、まず、「人権」を正しく学び、誰の根底にも備わっているように教育が必要です。	1	県教育委員会では、「第4期埼玉県教育振興基本計画」において、「人権を尊重した教育の推進」を施策の一つに位置付け、人権感覚の育成や性の多様性の尊重をはじめ様々な人権課題に対応した教育の充実などに取り組んでおります。	C
28	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	学生への包括的性教育は授業内容を事前に親にしてしてほしいですが検討して頂けないでしょうか。 子供から親への質問もあつたり、ともに理解が進むために親にも同じ授業内容をしてほしいです。またYouTubeを駆使したらいいのと思いました。 教育格差も減りますし、YouTubeの中で同じ悩みのある人がこう対処したなどの体験談があると子供も一人じゃないと安心できるのではないのでしょうか。	1	県教育委員会では、YouTubeを活用して、県ホームページに性の多様性の尊重に係る保護者向け啓発動画を掲載しています。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進するため、引き続き性の多様性について、保護者の理解を深めるよう取り組んでまいります。	C
29	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	宗教否定派、NOといった子供の人権も守ってほしい。	1	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に人権の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
30	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	LGBT教育をきっかけに「自分はトランスだから」と思い込み性転換やホルモン投与を受け、取り返しのつかないことになる子供が米国で増えていることが「トランスジェンダーになりたい少女たち」に書かれていますが、このようなことにならない対策を県はしているのでしょうか。	1	性自認は発達に伴い変化する可能性があることを含め、教職員の理解を図るとともに、児童生徒が自分の性の在り方に関する悩みを一人で抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりに取り組んでおります。	E
31	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	教育基本法には、第十条第一項に「(家庭教育)父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有する」、第十条第二項に「家庭教育の自主性を尊重」とあり、つまり家庭が主役であり行政はサポート役という側面があります。 特に宗教的背景を持つ児童・生徒にとって授業や外部講師の講演は非常に衝突のリスクが高くなる恐れがあります。よって授業や外部講師の講義等は事前に各家庭に連絡し、各家庭の自主性を尊重し、出席は任意にしてください。	3	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
32	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	子供たちへのジェンダー教育を行う場合、保護者への事前通知及び別室対応とした場合も授業未出席で成績への影響等ないような配慮をする。	1	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
33	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	学校での出前授業については、講師の人物像を予め調査した上で慎重な選定を行うこと。	1	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方	反映状況
34	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	子供の性別違和についても学校と保護者が連携して対応を進めること。保護者は子の教育について「第一義的責任」がある。	2	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
35	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実			「基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実」について、相談をちゃんと受けられる人が少なすぎると相談しても二次被害が起こり、相談前より傷つけてしまうことになる恐れがある。	1	にじいろ県民相談の実施に当たっては、引き続き、その周知に努めるとともに、研修等を実施し、相談員の質の向上を図ってまいります。	B
36	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	「にじいろ県民相談」のコンパクト化。相談員のスキルの問題。	1	にじいろ県民相談の実施体制は、利用状況等に合わせて対応してまいります。相談員についても、引き続き研修等を実施し、相談員の質の向上を図ってまいります。	B
37	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	県内相談機関と市町村の連携は、よほど気をつけないとアウトティングのリスクが高くなる懸念がある。	1	本計画の「基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実」の「具体的施策1 相談体制の充実」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に県や市町村等の県内相談機関と連携を進めてまいります。	C
38	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」の「具体的施策1 安心して生活できる環境づくりの推進」に記載がある「パートナーシップ制度の実効性ある措置」について、パートナーシップ制度「住民票の続柄の記載」は国の見解と合わせ統一した記載を維持して下さい。	1	県は、条例第6条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施する市町村に対し、必要な支援を行っているところです。同性パートナーの住民票の続柄の記載については、その判断は市町村が行うものですが、市町村に対して毎年度行っている行政サービスに係る取組状況調査の一項目として結果を県ホームページで公開しているほか、埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議（以下「市町村連携会議」とします）において必要な情報共有を行っております。引き続き、県と市町村で情報共有を図るなど、市町村を支援してまいります。	B
39	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	県全域で共通に利用できるパートナーシップ・ファミリーシップ制度の整備について、本計画では、市町村連携会議や制度に係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛け等の記載が見られますが、内容に具体性がありません。現状では市町村ごとに制度内容・運用・効力に差異が生じており、県内での居住地・転居によって「家族としての扱い」に格差が生まれています。これは「全ての人が安心して生活できる社会」という計画目標と整合せず、差別・排除を助長する結果ともなり得ます。この解消こそが当事者が求める措置であり計画の具体化が必要です。つきましては、以下を計画に明記してください。 ・県全域で共通に認められるパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入・医療・介護・教育・防災・住宅等における「家族としての扱い」を文書化したガイドラインの策定と公開	1	地方自治法上、県と市町村は同等の立場にあること、市町村の行政サービスは市町村がそれぞれの行政需要や財政状況等に応じ、自発的に行うことが望ましいことから、ガイドラインを示すことは考えていませんが、市町村連携会議を通じて、各市町村の行政サービスに係る取組状況や好事例を共有することで、引き続き市町村を支援してまいります。	C
40	30	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	県だけの問題にせず、国へ要望する姿勢がとても良い。	1	引き続き、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指し、本計画の「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」の「具体的施策1 安心して生活できる環境づくりの推進」として、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望してまいります。	B
41	33	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	埼玉県アライチャレンジ企業には建築関係の会社が多いが、本当に実施されているか、大きな懸念がある。	1	アライチャレンジ企業更新手続の際に改めて取組状況を確認しておりますが、県の姿勢を明示するため計画案に追記させていただきました。	A
42	33	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	埼玉県の全公立学校もアライチャレンジ企業に登録の可能性があるようですが、これはやめて下さい。保護者の意思・意見をないことにしないで下さい。公立学校にもたくさんの宗教的背景を持つ児童・生徒がいます。日本人だけでなく外国人もいます。憲法十九、二十条内心・信教の自由を侵害する恐れがあります。いずれの子供達に対してLGBTQ講習が苦痛の可能性があるとということです。	2	埼玉県アライチャレンジ企業登録制度は主に企業・団体を対象としており、自治体が設置する市町村立学校や県立学校は対象ではありません。	D
43	33	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	計画案では、「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及が掲げられているが、この企業に認定される要件として、「3 職場環境の整備」の中に、「従業員に提出させる書類の性別記入欄を廃止したり、記入を任意にするなど、配慮を行っている」という項目が入っている。2026年4月1日から施行になる改正女性活躍推進法では、「従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務」づけられることになっている（ https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/002286761.pdf ）。「埼玉県アライチャレンジ企業」は、この義務づけに反することになるのではないのか。対応が必要である。	1	御意見いただいた指標については、性別の情報を取得する必要のない性別記入欄の廃止等を示すものであり、法令や統計上性別の把握が必要な場合を含めた全ての書類について配慮を求めるものではありませんが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。	C
44	34	第4章 計画の推進体制				性の多様性に関する施策推進会議に多文化共生施策関係の委員を入れて下さい。	2	施策推進会議の委員については、性の多様性のみならず、男女共同参画や人権に関する有識者、企業経営者及び労働団体、市町村の職員など幅広い構成としているところです。いただいた御意見を参考にしております。	C

※意見及びこれに対する県の考え方は整理して掲載しております。